

[事案 27-72] 損害賠償請求

・平成 27 年 12 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から誤った説明を受けて加入したことを理由として、損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 5 月に契約した医療保険は、平成 25 年 10 月の保険金減額後、平成 26 年 5 月まで、減額前の保険料を支払っていながら、減額後の契約にもとづく保障しか受けられなかったものであるため、以下を請求する。

- (1) 保険会社の不法行為にもとづく損害賠償請求（民法 709 条）、または不当利得返還請求（同 704 条）として、未経過保険料相当額を支払ってほしい。
- (2) 本件紛争で自分が受けた精神的損害に対する賠償をしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、未経過部分の保険料返還は生じない旨の規定があり、保険会社は不当利得を得ているものではない。
- (2) すでに減額手続は遡って取り消されており、申立人には損害が生じていないので、損害賠償を負う義務はない。
- (3) 苦情時、申立人には真摯に対応しており、保険会社の行為は不法行為ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険金減額時の募集人の言動、および本件紛争に対する保険会社の対応に不適切な点があったかどうかなどを把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が損害賠償責任を負うとまでは認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 減額時、募集人が、「未経過保険料が現金で返還される」と誤った説明をして、後に訂正し、「現金では返還されないが、更新時の年払保険料が同額分減額される」と重ねて誤った説明を行っているが、本件紛争は、募集人のこれら誤った説明により生じたものである。
- (2) また、保険会社による申立人宛ての文書でも、「職員が、保険法施行後の契約と誤認識をして、未経過保険料が返還される旨の説明をおこなった」とあるが、本件契約は保険法施行後の契約である。また、「未経過保険料を払い戻しする規定がないため」ともあるが、「未経過保険料を返還しない旨の規定があるため」が正しく、これら事後の不正確な説明が、本件紛争をさらに混乱させた点も否定できない。